日朝関係史上の朝鮮官人を追って朝鮮王朝初期における

七里ガ浜高校 中 田

稔

はじめに ― 日朝関係史上の官人たち

龍の 識は、足利義教の弔慰・新将軍義勝就任祝賀を目的として、一四四 朝鮮を中心とした「事大交隣」外交全般に及ぶ。さらに、 乱(文禄の役)時に領議政(日本の太政大臣に相当)であった柳成 馬島主宗氏、そしていつでも倭寇に転じうる対馬・壱岐・肥前松浦 としての評価も高く、歴代国王の信任も厚かった。申叔舟の日本知 (ハングル)制定にも深く関わり、数多くの詩文を残すなど文化人 わっている。彼の業績は南方の「倭人」対策だけでなく、 くば王、日本との和を失する事勿かれ」と上申したという逸話が伝 試行錯誤の集大成であった (参考文献A・B)。その著者申叔舟は、 あり、一四世紀後半以来のいわゆる前期倭寇にたいする朝鮮王朝の の「諸酋」(中小豪族)の使節に対する朝鮮側の接待マニュアルで より大内・大友・細川など西国の「巨酋」(守護大名)さらには対 れている。その中に収められる「朝聘応接記」は、日本国王はもと 葉が掲載され、中世日朝関係を研究するうえで欠かせない文献とさ 「野人」(女真族)への出兵や懐柔、宗主国明への数度の使行など、 一五世紀後半にあっては唯一といって良い日本通の官人で、壬辰倭 た『海東諸国紀』は、印刷されたものとしては最も古い日本地図数 室町時代に相当する朝鮮王朝初期において一四七五年に刊行され 『懲瑟録』によれば、その死にあたり、国王成宗に対し「願わ 訓民正音 北方の

> 文献A)。 三年に通信使書状官として来日した時の見聞がベースである(参考

る。

日本知識の集大成としての『海東諸国紀』ができあがるまでの、日本知識の集大成としての『海東諸国紀』ができあがるまでの、「朝鮮王朝実録」(『太宗実録』『世宗実録』等、朝日本知識の集大成としての『海東諸国紀』ができあがるまでの、

る鶴城李氏(鶴城は蔚山=現:蔚山広域市の雅名で、この一族の本臣)。本報告ではその活動を簡潔に整理し、さらに、彼の後孫であ日本事情に精通した官人として評価されてきた(参考文献C・D・しばしば登場するため、戦後日本の日朝関係史研究諸論稿において、李芸の記事は一四世紀末から一五世紀前半にかけての「実録」に

し、それらを通じて得られる若干の所感を記したい。費)の後孫たちからどのような人物として顕彰されてきたかを検討

一 李芸の対日活動

①訪れた地域の多さ

四二九年に将軍足利義持の弔慰のために来日した)通信使朴瑞生にを持参するのが常であった。例えば、李芸は、先ほども触れた(一いたので、使行にあたっては西国守護大名への書簡と礼物(土産)国情探索と西国守護大名への挨拶・倭寇禁圧要請に主眼が置かれての往路・帰路に西日本各地を訪れた。朝鮮王朝の使節派遣は日本の李芸は日本通信使・回礼使として京都を四回は往復しており、そ

が対馬や壱岐の他、博多・山口に立ち寄ったことは容易に想像でき節はこれらの勢力への挨拶を欠かさなかった。使行の途上、李芸ら壱岐の佐志氏と志佐氏・大内氏への書・礼物を携えていた。朝鮮使勢力を持つ対馬の「倭商」)・少弐氏・渋川氏(当時の九州探題)・副使として随行しているが、この時彼らは「日本国王」への書契と

李芸の立ち寄った地域はこれだけではない。

る

がる。のこのような縁は、のちに石見国長浜領主周布氏の朝鮮通交へつなのこのような縁は、のちに石見国長浜領主周布氏の朝鮮通交へつなし、石見国に漂着、大内盛見の救護を受けている。山陰地方と李芸太宗八(一四〇八)年、李芸は日本への使行の途中で暴風に遭遇

西日本全域(日本海・瀬戸内海・東シナ海)に及んだことになる。瀬戸内~京都、または肥前松浦~薩摩~琉球、そして石見と、ほぼ翌(一四一六)年李芸は琉球国通信官として使行し、被虜四四名を翌(一四一六)年李芸は琉球国通信官として使行し、被虜四四名を翌(一四一六)年李芸は琉球国通信官として使行し、被虜四四名を表宗十五(一四一五)年、琉球に転売された被虜の刷還を目的と太宗十五(一四一五)年、琉球に転売された被虜の刷還を目的と

②外交以外の活動―特に商業活動

この年に漢城を発った李芸一行は、翌年(永享五年・一四三三)(一四三二)年、回礼使(正使)としての使行の際の出来事である。来の任務以外に、貿易活動も行っていたようだ。以下は、世宗一四李芸の訪日は、通信使・回礼使など外交交渉が名目だったが、本

内・大友・少弐氏の護送により対馬に至ったという(『世宗実録』 関に至り大内持世の保護を受けた。李芸は通事を京都に向かわせ、 の足利義教と大内持世の対応を復命した。義教は大いに怒って大内 巻六○、一五年六月戊子条)。四ヵ月後に帰国した李芸は、この時 自身はその場(赤間関)で待機、副使金久冏は一行七五名を率い大 李芸一行は衣服を奪われ、飢えに困りながら八日間歩き続け、 れ、掠奪を行ったという(『世宗実録』巻六三、一六年正月庚寅条)。 者と荷主はそれを禁じたが、たまたまそこに海賊船三五隻が突然現 くなり、 千余斤(二トン弱か)を積み込んだが、船底が海底に接して動かな 値があったので、 録』には、李芸に同行した副使・金久冏の上申が記載されている。 記』永享五年正月二六日)。帰路、一行は海賊に襲われる。『世宗実 む李芸一行に対し、見物人たちが路頭に満ちていたという(『薩戒 なかったという。帰路では、尾道において、やはり博多倭人の銅四 人の綿紬を多く積み込んだ。それらは持参した朝鮮産の綿紬より価 室町第において将軍足利義教と会見した。京都では騎馬二〇余を含 金久冏によれば、李芸はこの使行の往路、博多において旧知の倭 金久冏はその一部を海中に投棄するよう命じた。李芸の従 持参した朝鮮産綿紬では絹や漆を買うことが出来 赤間

朱子学重視の政策により商人の活動が国家の厳重なる統制下にお

ある)。日本に使行する朝鮮使節は貿易活動を行っていたが、李芸

李芸一行が奪われた品そのものとする見解も

方物・船軍雑物」は、

げてしまって捕まらなかったことを知らせ、「進上方物・船軍雑物

持世に捜索を命じた。持世は配下の者二人を赤間関に派し、

賊が逃

を送ってきたという(同巻六二、一五年一〇月乙卯条。この「進上

もその例外でなかったのである。

中国地方産の銅の積込み港であったという(参考文献F・G)。 鮮通宝」鋳造用の原料としての輸入と考えられる。因みに尾道は、 による一定の商業行為が許されていた。博多での綿紬の取引は私的 いたのは官人のみで、渡日する官人は渡航費用調達という大義名分 かれていた朝鮮王朝では、中央集権体制の下、日本渡航を許されて

③堂上官(殿上人に相当)昇進と日朝通交体制の構築

走する。具体的には次の三点である。 任所の武官で、官位は従三品相等)となり、 ができ、日本事情に明るい高官がいなかったことを推測させる)。 (このことは、この時期、李芸と尹仁甫以外に日本側諸勢力と交渉 いことを理由に、 のベテラン訳官尹仁甫が候補となるが、「三年之喪」が明けていな う必要性を感じ、対馬に派遣する使者の人選を進める。まず服喪中 対応策を打ち出すが、倭人殺到の根源である対馬との意思疎通を行 乃而浦の滞留倭人は千人を大きく超えた。朝鮮王朝側はそれらへの 以来、倭人使節を自称する者の朝鮮への渡来が絶えず、三浦の一、 ての主君) 少弐嘉頼一行の滞留により対馬の人口は飽和状態となる。 えて世宗一八(一四三六)年末に対馬に保護を求めた(宗貞盛にとっ 世宗二〇(一四三八)年、李芸は堂上官である僉知中枢院事(無 世宗一六(一四三四)年以来、対馬は連年の飢饉に見舞われ、 数え年六八歳にもなる李芸に白羽の矢が立った 日朝通交体制構築に奔 מל

ての船から手数料を徴収できる。即ち、対馬島主宗氏にとっての朝権を確保することで、宗貞盛は、日本列島から朝鮮に渡航するすべし、その発行はいままでも宗貞盛側から提起されていた。文引発行まず、文引制度の確立である。文引とは朝鮮への渡航証明書を指

目せざるを得ず、堂上官となった李芸はその定約に応じた。朝鮮側も日本からの通交者管理を宗貞盛に一元化するメリットに着鮮をめぐる権益の一つなのだが、通交者殺到という状況においては、

双舟の説得にも応ずるかたちで、癸亥約条は締結された。 は対朝鮮貿易の利益減少に直結するので、宗貞盛は受け入れを渋っ は対朝鮮貿易の利益減少に直結するので、宗貞盛は受け入れを渋っ は対朝鮮貿易の利益減少に直結するので、宗貞盛は受け入れを渋っ は対朝鮮貿易の利益減少に直結するので、宗貞盛は受け入れを渋っ は対明鮮貿易の利益減少に直結するので、宗貞盛は受け入れを渋っ は対明鮮貿易の利益減少に直結するので、宗貞盛は受け入れを渋っ は対明鮮貿易の利益減少に直結するので、宗貞盛は受け入れを渋っ は対明鮮貿易の利益減少に直結するので、宗貞盛は受け入れを渋っ は対明鮮貿易の利益減少に直結するので、祭亥約条(嘉吉条約)、即

に全般的に関わっていたのである。 このように李芸は、一五世紀前半にできあがる日朝通交体制確立

④日本事情に精通した外交官

る北九州情勢に応じ、ある時には大内氏への通信使派遣を画策し、堂上官として③の諸規定確立に関わる間にも、李芸は刻々と変わ

ご。ご。ご。ご。ご。ごとがこの時期の朝鮮王朝上層部の方針であった(『世宗実録』巻力立する勢力の片方のみに肩入れせず、状況を見極めながら接するとがこの時期の朝鮮王朝上層部の方針であった(『世宗実録』巻ことがこの時期の朝鮮王朝上層部の方針であった(『世宗実録』巻に対しても、島主・宗貞盛に配慮しつつ、これと対立する傍系の盛またある時はそれと対立する少弐氏への使節派遣を上申した。対馬またある時はそれと対立する少弐氏への使節派遣を上申した。対馬

⑤非常時に倭寇を捕送

撮要』、そして正祖代の『列朝通紀』である。 鑑』、さらにそれを史料として編纂した類書である明宗代の され続ける。王代ごとの「実録」から善政のみを抽出した『国朝宝 この年から翌年にかけてこの事件関連の記事が続き、倭寇の明への えたという(参考文献H)。李芸はこのとき七一歳。『世宗実録』は 年二月に明に護送され、正統帝は褒美の勅を下し、世宗の忠誠に応 を派遣、合計六二名の倭人を朝鮮に捕送した。このうち五七名は翌 の全権を委任されている)として対馬に、さらに壱岐には別の官人 願い出た李芸を体察使(非常時に地方に派遣される武官で、 襲われ、多数の死者を出すという事件が起こった(『世宗実録』 ような重大事件にかかわった李芸の名は、その後の史書の中で記憶 捕送が中朝関係史上未曾有の出来事だったことを想像させる。 途に西余鼠島に停泊中の済州島の貢船が、対馬および壱岐の倭寇に 一〇〇、二五年六月癸巳条・庚戌条等)。朝鮮王朝は、自ら派遣を 世宗二五年(一四四三)年六月、中国 (遼東方面) に侵攻した帰 現場で

三 鶴城李氏の始祖として顕彰される李芸

この一族の世居地=本貫。蔚山は、現在の蔚山広域市)という。芸を始祖と仰ぐ人々がいる。彼らを鶴城李氏(鶴城は蔚山の雅名で話は大きく変わる。現在、韓国には約二万人、蔚山を中心に、李

その中で顕彰される李芸像を略述したい。 「個の関係もあるので、本稿は李芸の文集=『鶴坡先生実紀』に絞り、編纂である。両者はリンクしながら今日なお続いているのだが、紙編纂である。両者はリンクしながら今日なお続いているのだが、紙にの柱の一つは祠廟や書院の建立であり、もう一つは李芸の文集のその中で顕彰される李芸像を略述したい。

①『鶴坡先生実紀』の構成、および編纂過程

『鶴坡先生実紀』は李芸の文集であるが、李芸自身が残した文がになる。

第一段階は、李芸を祀る祠廟(龍淵祠)が創建された英祖一三廟・および書院の整備とリンクし、三段階にわたり編纂されていた。結論を言えば、『鶴坡先生実紀』は、鶴城李氏の(李芸を祀る)

刊行にいたった。 よる「後識」を備え、高宗九(一八七二)年、『鶴坡先生実紀』は 本の顕彰文、同じ金炳学による「序文」「跋」、そして後孫李璋燦に 記」が増補された。さらに金炳学による「諡状」をはじめとする九 うち『震乗』『列朝通紀』など五本、そして次項で述べる「海外日 第三段階は、一九世紀後半である。史料篇では「朝野記載合録」の の顕彰文および題詠が備えられ、丁範祖から「序文」・李家煥から から西方の山中に移建し、石渓祠と改名)を経た正祖二二 (一七九 に収集されていたようだ。次に第二段階は、 撮要』『国朝宝鑑』など四点が(その年代からみて)この時期まで 「識」を得て、『鶴坡先生実紀』の原形が整ったのがこの時期である。 および「功牌」、「朝野記載合録」のうちの『東国輿地勝覧』『攷事 漢耉による「諡状 (一七三七) 年頃からで、権相一による (李芸の) 「行状」 年頃である。後孫李養吾による「石渓祠移建開基祝文」等七本 (諡号の請求状)」をはじめとする八本の顕彰文、 祠の移建 (現蔚山市街

②『鶴坡先生実紀』に登場する李芸像

の顕彰内容が確認できる。第二段階(正祖代)の顕彰文からは新た大きに、後に倭寇は明に護送)」「子・宗実は水軍節度使として三度助受したこと」「正統癸亥年に明を侵し対馬に戻った倭寇を連行したこと」「己亥東征において中軍兵馬副帥として活躍し、功牌をしたこと」「己亥東征において中軍兵馬副帥として活躍し、功牌を助馬を討伐したこと」「正統癸亥年に明を侵し対馬に戻った倭寇を連行したこと」「己亥東征においては「蔚州の記官(吏)時代に上司であっ第一段階(英祖代)においては「蔚州の記官(吏)時代に上司であっ第一段階(英祖代)の顕彰文を記述されている。まず、関係史上の官人李芸とはかなり異なる人物像を確認できる。まず、関係史上の官人李芸とはかなり異なる人物像を確認できる。まず、関係史上の官人李芸とはかなり異なる人物像を確認できる。まず、関係史上の官人李芸とはかなります。

鶴城李氏家門の後孫たちは、 追加補充していたのである。 彰要素増加の直接の要因は、第三段階における史料の増補である。 倭乱の時に六人の義士 な顕彰内容は確認できず、 「子・宗根 (宗謹) の娘婿であった人物にまつわる話」 「後孫は壬辰 (義兵)を輩出した」の二要素が加わる。 新史料を増補しつつ李芸の顕彰要素を 第三段階 (哲宗・高宗代) において 顕

これらの顕彰要素を一瞥すると、そこから抽出できる人物像は、 いわば朱子学的価値

上司や明との関係を前面に出すような、

に適合する側面の強調

ii. 己亥東征における武人としての側面・壬辰倭乱における武門 家門としての一族の強調

た一九世紀という時代に適合する顕彰要素であるといえよう。 の二点に集約することができる。朝鮮にとって対外危機の時代であっ

③『鶴坡先生実紀』における「功牌」と「海外日記」の信憑性

事官」が記録したという「海外日記」があるが、双方とも史料批判 に耐えられるような代物ではないこと判明した。 の文献のほか、己亥東征時に賜ったという「功牌」と、匿名の「従 『鶴坡先生実紀』所載の「史料」としては、「朝野記載合録」所載

にはその前年に従三品官であったことを示す記事が存在する。 も不自然である。第二に、「功牌」は永楽一九(一四二一) 従三品であった者が降格されてから表彰されるというのは、 発行年月とその時点での李芸の官位を確認すると、永楽一九(一四 七日に兵曹判書(防衛庁長官に相当) まず「功牌」が一次史料として疑わしい理由を列挙する。 年七月で李芸は正四品となっているのに対し、『世宗実録』 趙末生が宣旨を報じ発行し) 年六月 第一に、 いかに

> ていたようだ。紙幅の都合で詳細な論証は省くが、私は「海外日記 記」を執筆した何者かは、その中の『世宗実録』巻四のみを閲覧し する冒頭の一文と考え合わせれば、「海外日記」は何者かが操作. と思われる部分もある。「匿名の〈従事官〉が記したのだろう」と 読めばほぼ完璧につかめる)と酷似する文が数多い。『世宗実録 ける兵の動きは の「執筆」を一九世紀半ば過ぎと推測した。 の閲覧が許されぬほど厳しく管理されていたのだが、この「海外日 た「史料」と考える方が自然である。「実録」は国王といえどもそ のダイジェスト版である『国朝宝鑑』「世宗朝」をそのまま写した 『海東諸国紀』の中の「琉球国記」と同じ文を含み、己亥東征にお 酷似する箇所が一つや二つではない。琉球への使行を述べた部分は 癸の兵乱(壬辰倭乱)」を経て文籍が焼けたとあるにも拘わらず、 にそのような宣旨の記載はない。第三に、権相一「行状」には「壬 たことになっているが、日本関係記事が充実している『世宗実録』 「功牌」の内容のみが正確に伝わっているというのも不自然である。 次に「海外日記」である。こちらはいくつかの官撰史料と文面が 因みに己亥東征の出兵から退却までの兵の動きは、これ一冊を 『世宗実録』巻四(世宗一年五月~七月の記事を所

Ŕ 辰倭乱時に多くの義士を輩出した家門と自覚されていたのである。 ある。にもかかわらず、一門の中では(少なくとも一七世紀後半に 加していたという確証は、 に「李芸」の名は一箇所も登場せず、冒頭で触れた卒記 そもそも、李芸が生きていた時代の『世宗実録』の己亥東征部 「功牌」 己亥東征に関することがらは含まれない。李芸が己亥東征に参 が伝承され、 ほぼ同時代の史料からは得られないので 一九世紀後半に増補された史料からは壬 (卒 伝)

四 二〇世紀以降の李芸顕彰

その後も「鶴城李氏」家門による李芸の顕彰事業は、間歇泉のよいた。対外危機の時代に合った、武官としての人物像であった。生実紀』における李芸は、己亥東征時のヒーローとして顕彰されてみとることができたのに対し、一九世紀後半に刊行された『鶴坡先倭寇の被害者として、外交官として、貿易「商」として―側面を読存命時の「実録」からは、一五世紀前半の日朝関係史の様々な―

うに現在まで続いている。その後も「鶴城李氏」家門による李芸の顕彰事業は、間歇泉のよ

官としての側面を依然色濃く残した。跋文はこの直後にKCIA が清報し、『鶴坡先生実紀』の誤りを正そうとしたよう操作し、武 が高いたため、「実録」中の李芸が登場する記事をそのまま抜粋し になったため、「実録」中の李芸が登場する記事をそのまま抜粋し になったため、「実録」中の李芸が登場する記事をそのまま抜粋し で掲載し、『鶴坡先生実紀』の誤りを正そうとしたようである。李 で掲載し、『鶴坡先生実紀』の誤りを正そうとしたようである。李 で掲載し、『鶴坡先生実紀』の言とが可能にはなったが、一方では三節で が常載し、『鶴坡先生実紀』に『大東紀 が常載したようである。李 で掲載し、『鶴坡先生実紀』に『大東紀 が増補された。 本報告二節で述べた李芸 である。李 で掲載し、『鶴坡先生実紀』に『大東紀 は大幅に である。本 ではここで訂正され、本報告二節で述べた李芸 の多様な活動を読みとることが可能にはなったが、一方では三節で の多様な活動を表することが可能にはなったが、一方では三節で の多様な活動を表することが可能にはなったが、一方では三節で の多様な活動を表する。本

れる。 これらの事業は一九九〇年代後半から数年をかけて行われており では、それまでと同じである。蔚山では、今世紀に入ってから李芸 彼らは対馬・円通寺に「通信使李芸功績碑」を建立して十一月には が数多く訪れた対馬の郷土史研究家の協力を得て、活発に活動した。 先ほどの「今月の文化人物」選定はその延長上に位置すると考えら を祀る二つの書院―石溪書院と龍淵書院―がリニューアルされた。 という「時代に適合する部分を切り取って顕彰」しているという点 するようだが、(「日本における韓流」「日韓交流」といった) で強調された己亥東征には触れない。一見『鶴坡先生実紀』と矛盾 論文も『世宗実録』記事を中心に書き進められ、『鶴坡先生実紀 年代以降の李芸に関する三本の論考を収める。文化観光部発行のパ るが、彼が出版した『李芸の使命』という書籍は、彼の論文「朝日 その除幕式を挙行した。一門出身の李明勲氏は高麗大学の教授であ もない、鶴城李氏の後孫たちは、韓日関係史学会の研究者や、李芸 国の文化観光部は李芸を「今月の文化人物」に選定した。これにと 現在も韓流ブームが続く。「日韓友情の年」であった昨年二月、韓 して、相互の文化交流に貢献した人物として描かれる。 ンフレットを見ると、李芸は、たびたび日本を訪れ、「通信使」と 文化交流の先駆者―通信使李芸の生涯と業績」をはじめ、一九八〇 二一世紀に入り、周知のように、日韓はワールドカップを共催し、 李明勲氏の

期における李厚洛であった。今回も、家門と政府(文化観光部)を正祖代における丁範祖・高宗代における金炳学、そして朴正煕政権府の高官が絡むという特徴がある。即ち、英祖代における権相一・鶴城李氏家門における李芸顕彰が盛り上がる時には、必ず中央政

は一九七九年にも行われ、書名も『鶴坡先生増補実紀』となった。

大中拉致を指示したのもこの人物と言われる)が記している。増補

二年の南北共同声明にあたり極秘に訪朝していたとされる人物。

(韓国中央情報部)長官となる李厚洛(李芸の一六世孫で、

一九七

五 おわりに

観点から肝要である。 芸という人物は、申叔舟とならび、朝鮮王朝側のキーマンとして教 ような知日的外国人を教材化することも、 桂・李舜臣・安重根といった、朝鮮半島史において民族的評価が高 材化も可能な人物の一人である。通常の日本史授業において、李成 い人物を取上げることも他者理解という観点からは必要だが、この 朝鮮初期(日本史では中世後期)の日朝関係を理解する上で、李 複眼的な自己理解という

という事実をどのように考えればよいのだろうか での人物像の伝承過程において、(李芸の場合) 家門の始祖顕彰と いう要因によって変容し、時代により矛盾した人物像があらわれる それにしても、その基礎となる人物像が、現代の韓国にいたるま

簒奪事件に加担した(朱子学を冒涜する行為を行った)と見られて ない。一五世紀半ばに起こった、朝鮮王朝七代目の国王世祖の王位 における存在感は大きいのだが、一門の中ではあまり顕彰されてい 政をも務めたことで)李芸とは比べものにならないほど朝鮮半島史 いるが故である。 を撰した申叔舟は、日朝関係史上のみならず(首相に相当する領議 李芸らがつくりあげた日朝通交体制をさらに固め、『海東諸国紀

してあるときは「通信使」)顕彰される人物もいる。顕彰の動機は 時代状況に人物像をタイプチェンジさせ(あるときは「武官」、そ ず、一方では、(必要とあれば史料の操作まで行って)その時々の 日本人から見て明らかに大きな功績を残している人物が顕彰され

> 臣や安重根の「物語」も、解明する必要があるのかもしれない。 からぬ影響を受けているらしいことが問題なのである。我々は李舜 的地位の確認であり、 その人物を始祖に持つ現代韓国の氏族のアイデンティティー・社会 しかも、どうも韓国の歴史学がそれらに少な

(主要参考文献)

- A. 中村栄孝『日鮮関係史の研究 (上)』吉川弘文館、一九六五 より「九『海東諸国紀』の撰修と印刷
- В 田中健夫『東アジア通行圏と国際認識』吉川弘文館 七より「第四『海東諸国紀』の日本・琉球図 九九
- C. 中村栄孝 『日本と朝鮮』至文堂、一九六六
- E. D. 関 長 周 『中世日朝海域史の研究』吉川弘文館、二〇〇二 『中世日朝関係と対馬』吉川弘文館、一九八七
- F. 小葉田淳 り「中世における日朝銅貿易 『金銀貿易史の研究』法政大学出版局、
- G. 歴史学研究会編『越境する貨幣』青木書店、一九九九より須

川英徳

「朝鮮時代の貨幣

- Н 『高麗李朝史の研究』国書刊行会、 一九八五より
- 「十四・五世紀の倭寇をめぐる中韓関係

一九七六よ